

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○事務決裁規程の一部を改正する訓令	訓 令 甲	人事課	一
○農業振興地域の変更	告 示	(農業振興課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧		(農村振興課)	四
○道路の供用開始		(道 路 課)	四
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定		(同)	四
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可		(都市計画課)	四
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者		(建築宅地課)	五
○土地改良区役員の就任の届出	公 告	(大河原地方振興事務所)	五
○財政状況の公表		(財 政 課)	五
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表	監 査 委 員		五
○行政監査の意見に対する措置の公表			六
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	公安委員会		一一
○仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線宮沢橋事件審理の開催	収用委員会		一一
○仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線宮沢橋事件公示送達			一五
○宮城県公報令和六年号外第五号(令和六年三月二十日付け)	正 誤		一五

訓 令 甲

○宮城県訓令第十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「食産業振興課長の専決事項の項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年七月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百四十八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和六年六月二十八日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県大河原地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

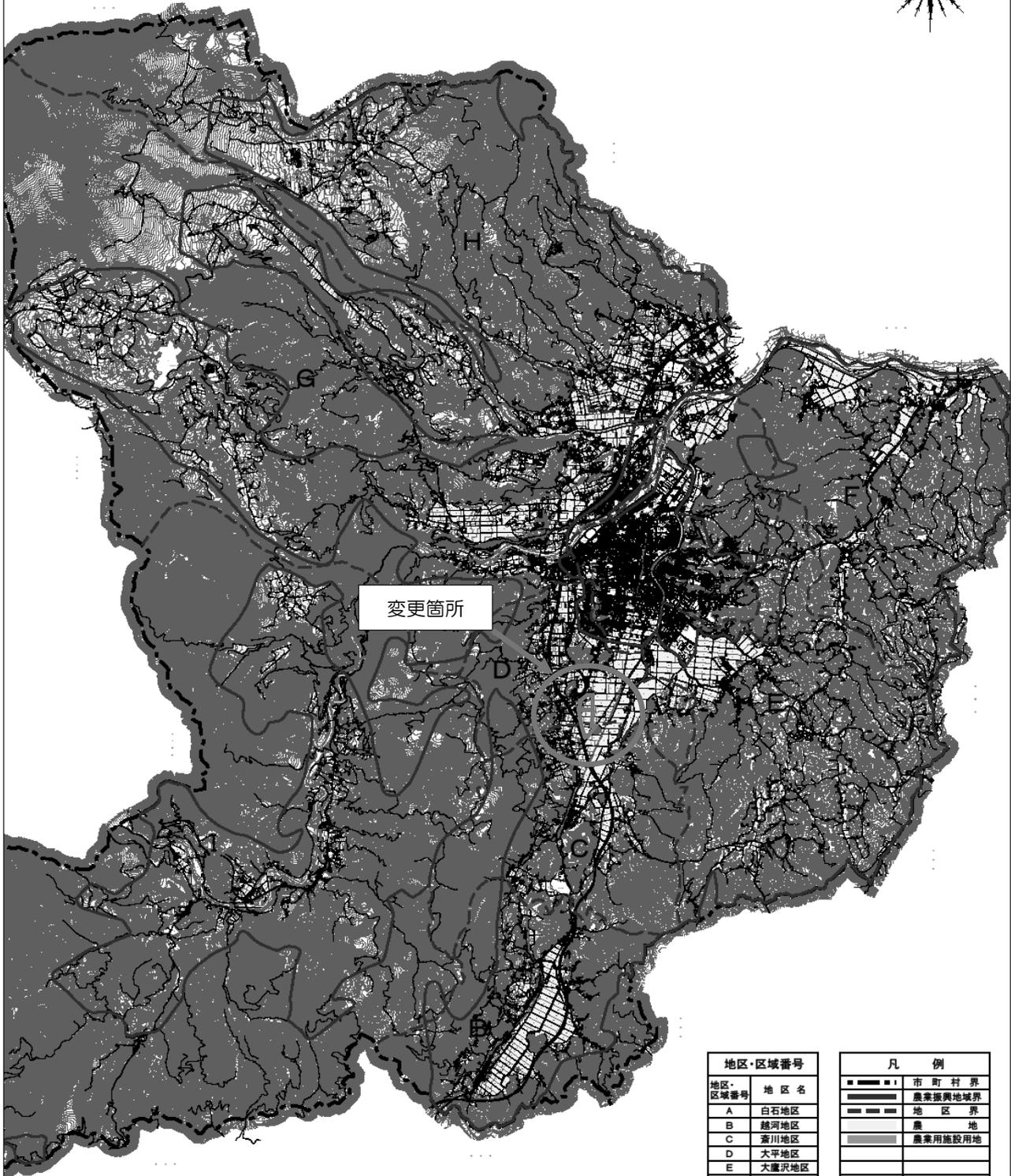
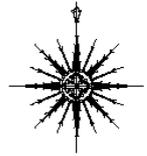
令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

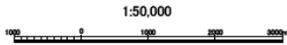
変更後の地域

次の平面図のとおり

付図1号
土地利用計画図
 白石市



変更箇所



地区・区域番号	
地区・区域番号	地区名
A	白石地区
B	越河地区
C	斎川地区
D	大平地区
E	大滝沢地区
F	白川地区
G	福岡地区
H	深谷地区
I	小原地区

凡 例	
	市町村界
	農業振興地域界
	地区界
	農地
	農業用施設用地

付図1号 土地利用計画図 (H23.5)

都市計画区域変更図



○宮城県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営野尻地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年六月二十八日から令和六年七月二十九日まで

三 縦覧場所

仙台市役所、仙台市太白区役所及び仙台市秋保総合支所

○宮城県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年六月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市築館字秋沢向柳無番地先から 同市築館字横須賀曾内無番地先まで	令和六年 六月二十八日

○宮城県告示第四百五十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
県道	岩出山上蝦 沢線	大崎市岩出山上野目字中田無番地先から 同市岩出山下野目字大坂四一番二地先まで	令和六年 七月一日

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦○・一二メートル以上、横○・二三メートル以上又は縦○・二三メートル以上、横○・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第四百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二
 三 設立認可の年月日
 令和二年七月三十一日
 四 変更認可の年月日
 令和六年六月二十一日

○宮城県告示第四百五十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

東日本リアルティ株式会社

二 代表者の氏名

坂本 真一

三 事務所の所在地

仙台市青葉区北山一丁目二番十五号

四 免許年月日及び免許証番号

令和二年四月二十四日 宮城県知事(一)第六千六百三十四号

○宮城県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和六年六月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

就任した者

令和六年三月二十六日	氏 名	住 所	役職名
永田 真由美		宮城県角田市尾山字山入九十四番地	理事

令和六年三月二十六日

井 上 愛

宮城県角田市高倉字野竹人三十六番地

理事

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和六年6月28日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加 里
宮城県監査委員	吉 田 計 記

記

1 監査委員の報告日

令和6年3月25日

2 通知のあった日

令和6年5月28日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

4 監査委員の報告の内容

生活福祉資金貸付金償還金等において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

5 措置の内容

宮城県社会福祉協議会においては、長期滞留債権に占める東日本大震災時に実施された緊急小口資金特別貸付の割合が高いことから、平成27年に設置した「生活福祉資金未収金縮減対策会議」を毎年開催し、滞納者の生活状況を把握するための調査を実施するなどして、未収金の縮減に取り組んでいる。

県としては、生活福祉資金貸付金の貸出及び償還等の進捗状況を管理するとともに、今後も未収金の縮減対策（償還促進対策・その他有効な対策の検討等）について、宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減が一層進むよう指導・助言を行っていく。

- (2) 団体名 宮城県住宅供給公社
- イ 監査委員の報告の内容

立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

立替金の精算遅延に係る対象者は、家賃滞納者であるなど回収困難な案件が多いことから、対象者の所在や生活状況等の的確な情報把握と、状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、毎月開催している「県営住宅の管理に関する連絡調整会議」等の機会を通じて引き続き助言・指導を行っていく。

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

- 1 監査委員から宮城県知事へ報告した日

令和6年3月13日

- 2 宮城県知事から通知があった日

令和6年5月17日

- 3 措置の内容

令和5年度行政監査の意見に対する措置状況

「指定管理者制度の運用状況」

項目名	監査委員の意見	措置状況
1 住民サービスの向上	<p>【意見1：事業者の活力を引き出し、住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度運用に努めらわたい】</p> <p>指定管理者制度は、①民間事業者の活力を活用した『住民サービスの向上』、②施設管理における費用対効果の向上、③管理主体の選定手続きの透明化、④公共施設の効率化とサービスの品質の向上、⑤行政の効率化、にあるが、一般的には、行政経費の圧縮・縮減という②⑤、特に「低い人件費」の活用による経費節減（コストカット）のための手法として制度を捉える傾向にある。</p> <p>しかしながら、制度本来の趣旨は①④のとおり行政サービス・住民サービスの質の向上にあることを忘れてはならない。各施設所管課は単なる清掃業務や施設管理、保守点検などコストカットに留まるだけでなく、所管する業務内容を吟味して事業者の活力を引き出し、民間事業者の活性化を通して住民サービスの向上に繋げていくなど、より良い制度の運用に努めらわたい。</p>	<p>制度趣旨の浸透及び適正実施に当たっては、改めて制度所管課において、施設所管課等に対するヒアリングを実施するなど、全体的な動向を把握した上で、より高次の住民サービスの向上が図れるよう、施設所管課に対して、必要な助言を行っていく。</p>
2 指定管理者の選定・評価	<p>(1)選定委員会</p> <p>【意見2：女性委員の比率向上を推進されたい】</p> <p>平成22年度行政監査において、指定管理者の選考過程における透明性と客観性を確保する観点から、積極的に外部委員を登用するよう意見したところであり、これを受けて、平成23年5月17日に運用指針が改正され、選定委員会の委員は半数以上が有識者等外部委員とすることとなっ</p>	<p>女性委員の登用については、外部委員における相当職の女性比率の低さや専門性の観点から難しい面もあるが、引き続き、女性委員の登用を推進していく。</p>

(2)指定管 理者制度 の導入	<p>た。 今回の調査では、全部局の指定管 理者選定委員会において有識者外部 委員は半数を超え、また、女性委員 の登用もなされ、その登用率は 37.1%となっていたが、依然として 県全体の審議会等における女性割合 目標45%を下回っていることから、 運用指針に具体的な基準を定める 等、引き続き、女性委員比率の向上 策を検討されたい。</p>	<p>【意見3：指定管理者制度導入の効 果測定と評価手法を検討・確立され たい】 本県における公の施設85のうち、 7割を超える62施設で指定管理者制 度を導入しており、同制度に基づく 運営の良し悪しは、県民サービスの 質に直結する状況にある。 既に指定管理者制度の導入が長期 間にわたる施設では、更新にあた り、直営や業務委託等、他の手法と 比較検討を行っていないものが大半 であり、本来の指定管理者制度の趣 旨・目的について確認・検証を行わ ないまま、指定管理期間の終了の都 度、機械的に制度を適用させている 現状が見られた。 これは、制度導入から時間が経過 しているにも関わらず、一律に「経 済性、有効性がある」と見做し、 他制度等との比較検討を行わないま ま更新を繰り返しているものと 考えられる。 指定期間満了時において、制度導 入の効果について改めて効果測定・ 評価・検証を行い、制度を継続利用 する是非を判断する仕組の導入につ いて検討されたい。 また、直営施設の所管課において</p>	<p>次期手法の検討ツールの一つとし て、毎年度終了後に実施する管理運 營業務の評価が挙げられるが、より 機能的に実施されるよう、経済性及 び有効性の視点も踏まえた実施体制 について検討していく。また、制度 更新時における効果測定は、県民 サービスの質や県財政にも大きく影 響することから、直営施設の在り方 も含め、引き続き、より良い制度設 計について調査・研究を行っていく。</p>	
	<p>は引き続き、全国の動向等も含め当 制度導入の効果について調査・研究 を続け、より良い管理運営のあり方 を判断されるよう取り組むことも に、応募者がいなくなったため止むを 得ず直営を選ばざるを得なかった施 設については、共同方式の可否 等、応募者を増やす工夫についても 検討されたい。</p> <p>【意見4：公募・非公募とした理由 を判りやすい形で示されたい】 指定管理者制度を導入している施 設のうち、55施設（89%）が「公募」 により管理運営主体を募集してい る。しかしながら、前回の公募と同 じ事業主体1者からしか応募がな く、結果的に長期間にわたって同一 主体による管理運営が継続している 施設が数多く認められた。 書面調査では、「一者のみの応募 が予想される場合であっても、定期 的に公募を行うことによって、慣れ 合いになることを防ぐ」、「指定期間 5年の間に社会情勢も変化すること から、はじめから一者ありきでな く、公募により募集し、県も相手方 も緊張感を持って施設運営に臨む必 要がある」等、公募への参加が一者 しか見込まれない場合であっても、 常に緊張感を持って公募手続きを行 い、制度を適切に運用していると回 答している施設がある一方で、「運 営主体が限られる」ことを理由に 「非公募」としている施設が7施設 （11%）確認された。 また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかそ の運営ノウハウがないとして選定委 員会が非公募を認め、同一主体を継 続して選定している施設も7施設確</p> <p>県ホームページ上における指定管 理施設の募集に当たっては、募集施 設の名称、募集方法等の一定の情報 をホームページで一元的に示しているほ か、より詳細な情報や非公募とした 理由については、リンク先の募集施 設ごとのページにおいて、周知を 図ってきたところであるが、情報を クセナビリティの更なる向上や参入 者の拡大も視野に、より充実した情 報発信について検討していく。</p>			
(3)公募と 非公募	<p>【意見4：公募・非公募とした理由 を判りやすい形で示されたい】 指定管理者制度を導入している施 設のうち、55施設（89%）が「公募」 により管理運営主体を募集してい る。しかしながら、前回の公募と同 じ事業主体1者からしか応募がな く、結果的に長期間にわたって同一 主体による管理運営が継続している 施設が数多く認められた。 書面調査では、「一者のみの応募 が予想される場合であっても、定期 的に公募を行うことによって、慣れ 合いになることを防ぐ」、「指定期間 5年の間に社会情勢も変化すること から、はじめから一者ありきでな く、公募により募集し、県も相手方 も緊張感を持って施設運営に臨む必 要がある」等、公募への参加が一者 しか見込まれない場合であっても、 常に緊張感を持って公募手続きを行 い、制度を適切に運用していると回 答している施設がある一方で、「運 営主体が限られる」ことを理由に 「非公募」としている施設が7施設 （11%）確認された。 また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかそ の運営ノウハウがないとして選定委 員会が非公募を認め、同一主体を継 続して選定している施設も7施設確</p>	<p>は引き続き、全国の動向等も含め当 制度導入の効果について調査・研究 を続け、より良い管理運営のあり方 を判断されるよう取り組むことも に、応募者がいなくなったため止むを 得ず直営を選ばざるを得なかった施 設については、共同方式の可否 等、応募者を増やす工夫についても 検討されたい。</p> <p>【意見4：公募・非公募とした理由 を判りやすい形で示されたい】 指定管理者制度を導入している施 設のうち、55施設（89%）が「公募」 により管理運営主体を募集してい る。しかしながら、前回の公募と同 じ事業主体1者からしか応募がな く、結果的に長期間にわたって同一 主体による管理運営が継続している 施設が数多く認められた。 書面調査では、「一者のみの応募 が予想される場合であっても、定期 的に公募を行うことによって、慣れ 合いになることを防ぐ」、「指定期間 5年の間に社会情勢も変化すること から、はじめから一者ありきでな く、公募により募集し、県も相手方 も緊張感を持って施設運営に臨む必 要がある」等、公募への参加が一者 しか見込まれない場合であっても、 常に緊張感を持って公募手続きを行 い、制度を適切に運用していると回 答している施設がある一方で、「運 営主体が限られる」ことを理由に 「非公募」としている施設が7施設 （11%）確認された。 また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかそ の運営ノウハウがないとして選定委 員会が非公募を認め、同一主体を継 続して選定している施設も7施設確</p>	<p>は引き続き、全国の動向等も含め当 制度導入の効果について調査・研究 を続け、より良い管理運営のあり方 を判断されるよう取り組むことも に、応募者がいなくなったため止むを 得ず直営を選ばざるを得なかった施 設については、共同方式の可否 等、応募者を増やす工夫についても 検討されたい。</p> <p>【意見4：公募・非公募とした理由 を判りやすい形で示されたい】 指定管理者制度を導入している施 設のうち、55施設（89%）が「公募」 により管理運営主体を募集してい る。しかしながら、前回の公募と同 じ事業主体1者からしか応募がな く、結果的に長期間にわたって同一 主体による管理運営が継続している 施設が数多く認められた。 書面調査では、「一者のみの応募 が予想される場合であっても、定期 的に公募を行うことによって、慣れ 合いになることを防ぐ」、「指定期間 5年の間に社会情勢も変化すること から、はじめから一者ありきでな く、公募により募集し、県も相手方 も緊張感を持って施設運営に臨む必 要がある」等、公募への参加が一者 しか見込まれない場合であっても、 常に緊張感を持って公募手続きを行 い、制度を適切に運用していると回 答している施設がある一方で、「運 営主体が限られる」ことを理由に 「非公募」としている施設が7施設 （11%）確認された。 また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかそ の運営ノウハウがないとして選定委 員会が非公募を認め、同一主体を継 続して選定している施設も7施設確</p>	<p>は引き続き、全国の動向等も含め当 制度導入の効果について調査・研究 を続け、より良い管理運営のあり方 を判断されるよう取り組むことも に、応募者がいなくなったため止むを 得ず直営を選ばざるを得なかった施 設については、共同方式の可否 等、応募者を増やす工夫についても 検討されたい。</p> <p>【意見4：公募・非公募とした理由 を判りやすい形で示されたい】 指定管理者制度を導入している施 設のうち、55施設（89%）が「公募」 により管理運営主体を募集してい る。しかしながら、前回の公募と同 じ事業主体1者からしか応募がな く、結果的に長期間にわたって同一 主体による管理運営が継続している 施設が数多く認められた。 書面調査では、「一者のみの応募 が予想される場合であっても、定期 的に公募を行うことによって、慣れ 合いになることを防ぐ」、「指定期間 5年の間に社会情勢も変化すること から、はじめから一者ありきでな く、公募により募集し、県も相手方 も緊張感を持って施設運営に臨む必 要がある」等、公募への参加が一者 しか見込まれない場合であっても、 常に緊張感を持って公募手続きを行 い、制度を適切に運用していると回 答している施設がある一方で、「運 営主体が限られる」ことを理由に 「非公募」としている施設が7施設 （11%）確認された。 また、公募が原則であるにもかかわらず、現在の指定管理者にしかそ の運営ノウハウがないとして選定委 員会が非公募を認め、同一主体を継 続して選定している施設も7施設確</p>

	<p>認められた。</p> <p>非公募施設は、前回調査の13施設から7施設に減少しており、非公募とした理由も合理的と認められるものではあったが、その理由をホームページ上で確認することは困難で、県民からは判りづらいものとなっている。非公募と判断した施設についてはもちろんのこと、公募を行うこととした施設についても、その理由や期間、目的等について詳細に説明し、その内容を判りやすい形でホームページに掲載する等、情報アクセスシビリテイと県民サービスの向上に努めていただきたい。また、参加者の拡大を図るため計画的に検討を行い、公募において競争が働くよう取り組まれない。</p>	<p>認められた。</p> <p>非公募施設は、前回調査の13施設から7施設に減少しており、非公募とした理由も合理的と認められるものではあったが、その理由をホームページ上で確認することは困難で、県民からは判りづらいものとなっている。非公募と判断した施設についてはもちろんのこと、公募を行うこととした施設についても、その理由や期間、目的等について詳細に説明し、その内容を判りやすい形でホームページに掲載する等、情報アクセスシビリテイと県民サービスの向上に努めていただきたい。また、参加者の拡大を図るため計画的に検討を行い、公募において競争が働くよう取り組まれない。</p>
	<p>【意見5：十分な募集期間を設定されたい】</p> <p>募集期間については、「原則45日以上確保する」と運用指針で定められているが、施設所管課の97%が「十分である」と認識している一方、指定管理者からの回答では、「2～3か月が望ましい」と、より長期の募集期間を求める回答割合が40%に及び、両者の認識には大きな隔たりがある。準備期間が十分に確保されれば、事業者はシミュレーションやマーケティングを行うことが可能になり、より詳細で内容を充実させた提案を行うことができるほか、新たな参入への効果も期待される。このため、施設所管課は施設の事業内容や準備等の必要性について検討した上で、事業にあった十分な募集期間を設定されたい。</p> <p>また、募集に際しては、次回以降の指定管理者制度導入計画について</p>	<p>【意見6：採択結果や指定状況についての情報を、判りやすく示された】</p> <p>指定管理者の募集に際し、行政経営推進課では毎年度「募集・選定状況」として募集条件及び選定結果・選定理由をホームページ上で公開している。平成22年度の行政監査の内容も踏まえて、非公募施設については「非公募理由」を公表するように改められており、ホームページに掲載する等、一定の改善が図られているが、前述のとおり十分とは言えない。</p> <p>指定管理者の指定状況は、行政経営推進課のホームページで施設の名称、指定期間、指定団体等が公表されており、選定された施設の情報について明らかにされている一方で、「応募者がなく、指定管理者制度を導入することができなかった施設」についての情報はホームページで確認できず、公募を行ったにもかかわらず採択結果一覧に掲載されていない施設は、応募者がいなかったからなのか、申請内容に不備があったのか、応募はあったが審査の結果不採択となったのか等、不明な状態となっている。制度を導入できなかった施設はその後、県が直営で運営することとしたのか、公募条件等を変更して再度公募を行うのか等についての情報も併せて公開し、住民サービスの向上を図られたい。</p>
	<p>【意見7：評価項目を改善し、モニタリングの一層の充実を図られたい】</p>	<p>指定管理者制度の募集や選定状況の情報公開に当たっては、安定的な事業運営に向けて、潜在的な参入事業者の掘り起こしや住民サービスの向上を念頭に置きながら、より良い情報公開の在り方を検討していく。</p>
	<p>3 評価とモニタリング</p> <p>評価項目や評価基準については、効果的かつ効果的な管理運営を図る</p>	

タリソグ	<p>地方自治法244条の2第10項では、県が指定管理者に対して、管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をする旨を定めており、本県では、平成21年2月に「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」を定め、評価対象年度における管理運営状況の評価を行い、モニタリングを実施してきたところである。これは、指定管理者が行った自己評価項目（「管理運営体制」など）毎に施設所管課が評価を行うものであり、評価基準についても具体的に示されている。しかしながら、この目安となる指標は、年度事業計画の内容と比較して実績が上回っていたか否かを判断基準としており、「優れた管理運営が行われた」ものはS、「適正な管理運営が行われた」ものはA等、曖昧な基準表現に留まっている。</p> <p>行政施策を推進していく上で3E（経済性・効率性・有効性）の視点は極めて重要であり、施設等における管理運営を進める上でも例外ではないことから、評価に際してはこれらの視点を加えて総合的な判断を行うよう、評価項目の見直しを図りたい。</p> <p>なお、備品の管理及び確認の状況についても、評価票に項目として新たに設定されたい。</p>	<p>ため、指定管理者が行う自己評価を踏まえて実施してきたところであるが、実績や成果を分かりやすく示すとともに総合的な評価となるよう、経済性及び有効性の視点も加味した評価様式の見直しについて検討していく。</p> <p>維持補修費用については、指定管理の協定締結時にリストラ分担表の中で整理することとしているほか、協定に定めのない事項については、その都度、指定管理者と施設所管課で協議することを協定に盛り込むこととしている。</p>
4 指定管理者と施設所管課の連携	<p>(1)指定管理者からの意見</p> <p>【意見8：意見交換の機会を設け、意思疎通を密にし、修繕費の負担区分を明確にされたい】</p> <p>指定管理事業者間との意見交換については、施設所管課の58%が行っていたが、42%では機会を設けていなかった。後者については、要望が</p>	<p>あれば随時対応している回答もあったが、「施設側からの要望等がないため（意見交換を行っていない）」という回答もあり、県が事業主体に管理を任せきりにしていると受け止められかねない状況であった。県と指定管理者は、パートナーとして共により良い施設運営を目指す主体であるため、定期的な意見交換の機会を拡充されたい。</p> <p>また、施設の定期的なメンテナンスの必要性を訴える意見や指定管理料の範囲を超えて修繕費用等を負担させられていないことに対し納得を得ていない指定管理者も確認された。その他、事務所に冷房設備がない、あるいは女子トイレがない施設もあり、近年の夏場の気温状況の観点からも、執務室の環境整備を図り、誰もが働きやすい職場環境の改善について、早急に検討を行う必要がある。</p> <p>指定管理期間を5年間で定めている施設が大半であり、これにより長期的な管理運営ができるという利点がある一方、契約当初には見込めなかった人件費、燃料費、物価の高騰等不測の事態が指定管理期間中に発生したことにより、事業計画どおりの管理運営に困難が生じている事例もあった。その他、負担区分を超えて指定管理者が負担しているケースが2件確認された。</p> <p>県は設置者として、新設・建替はもちろん、修繕等維持管理についても責任があることから、管理運営費の範囲で修繕等を行う部分と中長期的な修繕を行う部分についての区分を明確にされたい。</p> <p>併せて、負担区分を超える修繕費については県予算から支出し、例えば物価高騰等に伴う支出増加分につ</p>
一方、各施設に応じて性格や実情が異なる点や、社会情勢の変化に応じて当初想定しなかった不測の事態が生じている可能性もあることから、施設所管課における指定管理者への実態調査等を通じ、指定管理者との意見交換の状況も含めた全体的な動向を把握した上で、制度設計の補正や施設所管課に対する注意喚起を検討していく。		

いては補填等を行うなど、住民サービスの低下を招くことのないよう適切な措置を講じられたい。

(2)引継ぎと育成

【意見9：事業者に新規参入を広く働きかけるとともに、収益事業の扱いについて検討されたい】

これまで管理運営を委ねていた指定管理者が更新時に参入しない、あるいは撤退する事態を想定して後継者の育成を行っている施設所管課は殆どないことが明らかになった。「指定管理者が変わった場合や直営にする際、ノウハウの継承ができるか課題である」等、引き受け手に対する将来的な懸念を示している施設所管課も複数認められた。

指定管理者制度による運営期間が長期間に及んでおり、運営等のノウハウが県に不足しているため、不測の事態等が発生した際、県直営による県民サービスが従来どおりの水準で提供できなくなることも考えられる。各施設所管課は、施設を管理し、運営を行う責任主体は県であることを再認識し、現在の事業者の撤退や変更を想定して、新たな管理運営主体の参入を促進する取組にさらに努められたい。

また、大半の施設において、指定管理者の営業努力によって利用料金収入が増加したとしても、施設所管課の歳入として計上されている。スポット施設等においては、施設本来の目的達成が最優先とされているが、利用の少ない期間に限り一定の範囲内で興業事業者の使用許可を与え、コンサート等の使用を認めている。しかしながら、こうした事業収益は、施設の目的外使用に伴う使用料収入として県の歳入に入るに過ぎ

新たな管理運営主体の参入促進に当たっては、事業内容の特殊性から応募者が限定される施設もあるが、募集期間の拡大など、更なる改善策を検討していく。また、施設の目的外使用に係るインセンティブについては、施設の設置目的から難しい面もあるが、指定管理者の収入となる利用料金への振り替えも見据え、利用実態を精査していくなど、施設所管課へ適切な助言に努めていく。

(3)内部統制

【意見10：指定管理者と連携した内部統制を図られたい】

令和2年度に行われた包括外部監査「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」結果報告では、指定管理者の選定や指定管理施設の備品管理等に対する指摘が出されている。また、直近では、令和4年度監査時に、「児童養護施設等入所負担金の施行細則改正漏れに伴う不適切な事務処理」において、内部統制上、重大な不備がある旨の報告があった。不備の発生原因は、施設所管課による施行細則の改正漏れに起因しているが、児童相談所等の地方機関、指定管理者への国の制度改正に伴う対応について、施設所管課からの情報共有が不十分であったことも挙げられている。

指定管理者制度導入施設で実施しているモニタリングでは、日報や月次報告等を通じて、指定管理者による管理体制を正常に機能させる補助ツールとしても活用されていると認識しているが、リスク管理が効果的に発現されるよう、引き続き、施設所管課に対して適切に助言していく。

内部統制については県庁内で不断の取組が進められてきており、制度については浸透しているものと認められるが、一方で、取組の形骸化や、十分に機能を発揮しているのか懸念されるところである。内部統制を十分に機能させるためには、県庁内

のみならず、指定管理者側においても同等水準で取り組んでいく必要があることから、施設所管課においては引き続き、指定管理者を含めたモニタリング体制の継続・強化を進めるとともに、指定管理者との情報共有と連携体制の構築を図りたい。

5 直営施設

【意見11：直営以外の手法と比較、調査・研究を行われたい】

直営施設のうち、高砂コンテナターミナル、産業技術総合センター、各自然の家では、施設の今後のあり方に係る検討会や勉強会を実施し、民営化等についての情報収集や具体の検討を行っている。また、高等技術専門学校、農業大学校などでは施設の老朽化や民間委譲が困難等の理由により、直営を継続する考えであるとのことだった。さらに、応募者がいなかったため結果として直営を選択せざるを得なかった施設も確認された。

一方、民間委譲や業務委託、指定管理者制度の導入を含めた今後のあり方等について、そもそも検討を行っていない直営施設も相当数確認された。

全国状況を見ると、制度導入によって県民サービスの向上が図られたものばかりではなく、制度導入後、再度直営に戻した例も散見されるため、すべての公の施設に対し、制度を導入することが有効であるとは言えないものの、例えば県庁駐車場や公文書館等については、県で導入し、効果的に運用されているところもある。現在、検討を行っている施設は、より効果的に施設の効用が発揮されるよう、指定管理者制度やPFI等、直営以外の手法

公の施設の維持管理の手法については、随時、施設所管課において検討し、最善の手法で維持管理を実施しているものと認識しているが、引き続き、漫然と従来手法のまま更新されることのないよう、施設所管課に対して社会情勢の変化等を踏まえた検討を促していく。

公安委員会

について比較し、調査・研究を行いたい。

○宮城県公安委員会規則第11号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片島合手納地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字窟野丙21番7先から亶理郡亶理町連隈中栗字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市簗館字沢入72番1先から栗原市志波姫堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から気仙沼市東八幡前160番1地先まで

一般国道45号	気仙沼市唐桑町字城10番地先から 気仙沼市唐桑町の榎37番4地先岩手県境まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで
一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字大霜35番1地先から 仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江字寺前89番1地先から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号 (古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から 大崎市古川宮内字後畑11番先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉字宮戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉鬼首字車沢岳地内秋田県境まで
一般国道108号	石巻市薮平一丁目23番6地先から 石巻市蛇田字森37番1地先まで
一般国道115号相馬短島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆田字下山山20番1先から 伊具郡丸森町筆田字下山山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字支倉字石橋33番1先まで
一般国道388号	登米市追町佐沼字新大瀬46番地1先から 登米市若柳字川南新田東519番1地先まで
一般国道388号	栗原市志波姫堀口西風前21番地3地先から 栗原市築館伊豆一丁目26番3地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西20番2先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで

主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩竈市大日向町135番6地先から 宮城郡利府町字新大谷地30番3地先まで
主要地方道中田栗駒線	登米市中田町浅水字新沼尻81番地5先から 登米市中田町浅水字十二号42番地2先まで
主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字船ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町吉岡東一丁目1番10地先から 黒川郡大和町吉岡東三丁目2番15地先まで
主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜巨理線	名取市闊上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
主要地方道塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字篠子橋6番1先から 巨理郡巨理町字日館61番21先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区仙台港北一丁目3番3地先から 仙台市宮城野区仙台港北一丁目3番3地先まで
主要地方道塩釜巨理線	名取市牛野字内海204番1地先から 名取市杉ヶ袋字横字254番1地先まで
主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前一丁目489番地先から 多賀城市町前一丁目無番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市貞山通二丁目57番6地先から 塩竈市港町二丁目335番1地先まで
主要地方道巨理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市榎松字新橋105番1先まで

主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩籠市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北畑ヶ横3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道泉塩釜線	塩籠市東玉川町26番地先から 塩籠市東玉川町32番地先まで
主要地方道築館登米線	栗原市築館字林沢後沢道北6番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで
主要地方道築館登米線	登米市中田町石森字表66番地1先から 登米市中田町浅水字新沼所81番地5先まで
主要地方道井土長町線	登米市追町佐沼字新二本松24番地1先から 登米市追町佐沼字新二本松24番地1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢1番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢3番3地先から 黒川郡大和町落合舞野字中泉24番地先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩籠市岩畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
一般県道閉上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市宮城野区五輪一丁目301番1先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道岩出山上郷沢線	大崎市岩出山上野目字中田無番地先から 大崎市岩出山下野目字大坂41番2先まで
一般県道大和嶮谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで

一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港インター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道石巻港インター線	東松島市赤井字八反谷地69番2地先から 東松島市赤井字南三225番1地先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢17番先まで
一般県道大衡仙台線	黒川郡大和町テクスヘルズ66番地先から 黒川郡大和町小野字後藤9番地の13先まで
一般県道亘理インター線	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈中泉字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
一般県道石巻女川インター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道下147番地先まで
市道定禅寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野三丁目250番1先から 仙台市宮城野区宮城野三丁目271番1先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区属町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道元寺小路福室線 (その9)	仙台市宮城野区五輪305番1先から 仙台市宮城野区銀杏町44番2先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで

市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町三丁目2番22号先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番8号先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1号(北西角)から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1号(南西角)まで
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10号地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13号地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町七丁目3番14号地先まで 仙台市宮城野区扇町七丁目1番1号地先から 仙台市宮城野区五輪二丁目231番7号地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6号先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1号先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番15号先(南東角)まで
市道原町岡田(その2)線	仙台市若林区卸町五丁目2番13号地先から 仙台市若林区卸町五丁目3番8号地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1号先から 仙台市太白区長町三丁目2番2号先まで
市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1号先から 仙台市太白区長町七丁目201番2番2番3号先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1号先から 仙台市太白区長町三丁目2番2号先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区郡山四丁目156番1号先まで 仙台市太白区長町一丁目119番5号先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1号先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区郡山二丁目522番1号先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3号先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37号先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩籠市南錦町149番6号地先から 塩籠市東玉川町26番地先まで
市道浜街道線	名取市下余田字中荷436番先から 名取市上余田字上合44番7号地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2号先から 多賀城市桜木三丁目226番2号先まで
市道工場街路一号線	多賀城市明月二丁目105番1号地先から 多賀城市明月二丁目1119番3号地先まで
市道工場街路二号線	多賀城市明月二丁目118番2号地先から 多賀城市明月二丁目118番2号地先まで
市道工場街路三号線	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1号地先まで

市道工場街路四号線	多賀城市明月三丁目112番1号地先から 多賀城市明月三丁目42番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1号先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15号先から 岩沼市吹上二丁目15番1号先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1号先から 岩沼市押分字須加原129番1号先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1号先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1号先から 岩沼市押分字新大同42番1号先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1号先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1号先まで
市道矢野目相野釜線	岩沼市下野郷字斐沼6番8号先から 岩沼市空港南四丁目2番2号先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2号先から 岩沼市下野郷字新相野各地1番1号先まで
市道斜橋・三ツ目沢線	登米市迫町北方字谷地前181番地1号先から 登米市迫町北方字上北浦76番地先まで
市道大洞9号線	登米市迫町北方字東富水8番地6号先から 登米市迫町北方字上北浦76番地先まで
市道駅前8号線	大崎市古川駅前大通一丁目553番地先から 大崎市古川駅前大通二丁目198番地先まで
市道古川沢田線	大崎市古川沢田字新原際99番地1号先から 大崎市古川沢田字新原際76番地1号先まで
市道古川三ツ江線	大崎市古川沢田字新原際89番地1号先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1号先まで
市道桜ノ目三ツ江線	大崎市古川桜目字新下釜20番地2号先から 大崎市古川桜目字新原際60番地1号先まで
市道砂田線	大崎市岩出山下野目字大坂41番6号先から 大崎市岩出山下野目字朴木次23番30号先まで
市道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1号先まで
市道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2号地先から 柴田郡村田町大字菅生字下釜26番地先まで
市道山下大沢線	黒川郡大和町テクノヒルズ1番先から 黒川郡大和町小野字明通8番4号先まで

町道松坂平1号線	黒川郡大和町松坂平三丁目1番地先から黒川郡大和町松坂平八丁目3番8地先まで
町道松坂平2号線	黒川郡大和町松坂平三丁目2番地先から黒川郡大和町松坂平三丁目8番地先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先から黒川郡大郷町羽生字金原37番地の1先から黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蕪生字竹ノ内128番地先から仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から仙台市宮城野区港二丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番12先から仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

附 則
この規則は、令和6年7月1日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第1号
仙塩広域都市計画道路事業3・2・10号南小泉茂庭線及び仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線(宮沢橋工区)に伴う市道付替工事について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。
令和6年6月28日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日時 令和6年8月23日(金)午後3時30分から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎11階 第二会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第2号

仙塩広域都市計画道路事業南小泉茂庭線宮沢橋事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)

第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和6年6月28日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和6年6月21日付け宮収第6002号 審理の開催についての通知

2 通知を受けるべき者

酒井 和子 住所・常居所不明

阿部 京子又はその相続人 住所・常居所不明

ただし、最後に判明した住所 宮城県仙台市六軒丁6

ただし、最後に判明した住所 カナダ国オンタリオ州トロント市

バーウツド連232

正 副

○宮城県公報号外第五号(令和六年三月二十日付け)中

委員	坂 行	正	副
111	上 七	「第12条第3項」や「第12条第2項」	「第12条第3項」や「第12条第2項」